

報道機関各位

長岡市総務部  
市民窓口サービス課長



## 迅速な法律相談体制を確立

## 災害時における法律相談業務に関する協定を締結

長岡市は、新潟県弁護士会と「災害時における法律相談業務に関する協定<sup>\*</sup>」を締結します。

この協定は、災害発生後、被災者から生活再建や住宅ローンなどの法律相談が集中することから、迅速な法律相談体制の確立を図り、市民の安全・安心の確保につなげるものです。

つきましては、下記のとおり協定締結式を行いますので、ぜひ取材くださるようお願いいたします。

### 災害時における法律相談業務に関する協定締結式

- |       |  |
|-------|--|
| 1 日時  | 1月31日（水）午後2時から（30分程度）                  |
| 2 会場  | アオーレ長岡東棟4階 災害対策本部会議室<br>（長岡市大手通1-4-10） |
| 3 内容  | ・挨拶<br>・協定書へ署名<br>・記念撮影<br>・質疑応答       |
| 4 出席者 | 長岡市長 磯田 達伸<br>新潟県弁護士会 会長 福井 泰雄 様       |

#### ※災害時における法律相談業務に関する協定

- ① 災害発生後、新潟県弁護士会に無料の法律相談業務に伴う弁護士派遣の要請が当市から直接可能に
- ② 緊急を要する場合は直接電話などで要請
- ③ 相談所の設置及び広報・募集は長岡市が実施

問い合わせ：

長岡市総務部市民窓口サービス課 武樋  
新潟県弁護士会 佐藤

TEL 0258-39-2246

TEL 025-222-5533